様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

　（申請者）

　　　　　　　　　様

那珂川市長　　　　　　　　印

那珂川市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付決定通知書

　　　　　　　年　　月　　日付けで申請がありました補聴器購入費助成金の交付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付番号 | | | 第　　　号 | 交付決定日 | 年　　月　　日 | | |
| 対象児氏名 | 住所 | |  | | | | |
| ふりがな | |  | | 性　別 | | 男　・　女 |
| 氏名 | |  | |
| 生年月日 | | 年　　　月　　　日 | | 年　齢 | | 歳 |
| 決定内容  ※助成対象の補聴器  の種類等 | | |  | | | | |
| 補聴器納入業者 | | 名称 |  | | | | |
| 所在地 |  | | | | |
| 電話番号 |  | | | | |
| 基　準　額 | | | 見　積　額 | 自己負担額 | | 助成金額 | |
| 円 | | | 円 | 円 | | 円 | |
| 備　　　考 | | |  | | | | |

教示

　この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に那珂川市長に対して異議申立てをすることができます。

　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に限り、那珂川市長を被告として提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であれば、提起することができます（なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その異議申立てに対する決定の日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

問い合わせ先